

下仁田町浄化槽整備事業

経営戦略概要書

下仁田町特定生活排水処理事業経営戦略

団体名 :	群馬県 下仁田町		
事業名 :	浄化槽整備事業		
策定期日 :	平成 31 年 3 月		
計画期間 :	平成 31 年度 ~ 平成 40 年度		

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成20年度供用(供用開始後10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	41.91人/km ²	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	浄化槽357基、稼働数351基(平成30年3月31日現在)。 現在年間20~30基ペースで新設。		
処理場数	合併浄化槽のため無し。		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	合併浄化槽のため無し。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設(定住自立構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務省大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	5人槽	3,800円	
	7人槽	4,600円	
	10人槽(2世帯住宅等)	5,500円	
	11~15人槽	12,000円	
	16~20人槽	14,000円	
	21~25人槽	17,000円	
	26~30人槽	20,000円	
	31~40人槽	26,000円	
	41~50人槽	32,000円	
	業務用使用料体系の概要・考え方	業務用体系は設けていない	
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の使用料体系は設けていない		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 - 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	平成25年度 4,000 円
	平成26年度 - 円	※過去3年度分を記載	平成26年度 4,000 円
	平成27年度 - 円		平成27年度 4,000 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成30年4月1日現在 7名。(課長1名、管理係3名、建設係3名)
事 業 運 営 組 織	本町の浄化槽整備事業担当は平成30年度において建設ガス水道課に属し、建設事業、浄化槽整備事業の管理も兼任し事務を分担している。そのうち2名が浄化槽整備関連の業務に従事している。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では、浄化槽の保守点検や清掃業務を民間に委託している。
	イ 指定管理者制度	本町では、指定管理者制度は活用していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、PPP・PFIは活用していない。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町では、エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)はしていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町においては、未利用土地・施設などはないため、土地・施設などの利用活用等はしていない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年度に平成28年度決算「経営比較分析表」を策定・公表しているが、この経営分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。

(1) 収益的収支比率

収益的収支比率は100%以上が望ましいが、本町では平成28年度実績で91.18%となっている。前期の85.37%よりは5.81ポイント増加している。

(2) 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率とは、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。類似団体に比べると事業規模に対し、企業債の残高が大幅に残っている状況である。平成28年度の実績は632.93%であり、類似団体平均額413.50%と比較し高い水準である。

(3) 経費回収率

経費回収率は77.79%と、類似団体平均55.84%を上回っているが、使用料で回収すべき経費を貯めておらず、不足分を一般会計からの繰入金に頼っている状況である。

(4) 汚水処理原価

汚水処理原価は、効率的な汚水処理を実施しており、237.77円となっている。類似団体平均値287.57円を下回っているが、汚水処理費の削減について更なる検討が必要である。

(5)施設利用率
施設利用率は59.03%であり、類似団体平均値61.55%を下回っている。全国平均が27年度より上がったため数値が下がったが、向上のためには、処理量に適した人槽の浄化槽を設置する必要がある。

(6)水洗化率
水洗化率は19.34%であり、類似団体平均値67.49%を大きく下回っているため、利用促進のための普及活動が必要となる。

(7)老朽化の状態について
環境保全に向けて浄化槽の整備を実施してきたが、一部施設の老朽化に伴う修繕等も発生しており、今後は大規模改修など、工事費の増加も見込まれる。また、老朽化により維持管理費の増加も見込まれるため、最適化整備構想などにより計画的な修繕、長寿命化を図るとともに、維持管理費等抑制のための創意工夫が必要となる。

今後、農村地域の人口減少などによる収支率の低下が見込まれ、適正な使用料の見直しを視野に入れた検討が必要となる。

(8)全体総括
下仁田町浄化槽整備事業は、企業会計として独立採算を考えた場合、前述の経常収支比率の改善と老朽化対策が今後の課題となる。課題解決のための方法としては、以下の取組みが必要であると考えられる。

(ア)施設利用率の向上 (イ)水洗化率の向上 (ウ)使用料の改定

これらの取組みの実施については、経営状況等により変わってくるが、(ア)については本町の人口は減少傾向にあり、平成42年度には6,087人となる見込みである。そのため処理区内の人口も低下する見込みであり、処理区域内への人口流入が必要である。それとともに、最適な人槽の浄化槽を設置して利用の向上に繋げていく。

(イ)については供用開始後10年が経つため更なる利用促進が必要である。

(ウ)については上記老朽化対策のための財源確保という意味でも、然るべき時期に料金改定を検討する必要がある。どの程度の改定が必要であるかを別途シミュレーションする。

2. 経営の基本方針

(1)浄化槽の整備推進
「下仁田町第5次総合計画」及び「下仁田町生活排水処理基本計画」に基づき、浄化槽整備事業の適正な維持管理に取り組むこととしている。

(2)事業運営の安定化
今後の事業運営の経営方針の在り方を検討し、適切・効率的な事業選択により浄化槽整備事業運営の安定化に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

(ア) 投資の目標に関する事項

年間30～50基のペースで新設。

平成31年度から33年度：年間50基

平成34年度から36年度：年間40基

平成37年度から40年度：年間30基

(イ) 管渠の建設・更新に関する事項

合併浄化槽のため無し。

(ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

合併浄化槽のため計画は無し。

(エ) 投資の平準化に関する事項

本町では浄化槽整備事業の計画に基づき、平準化している。

② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 財源の目標に関する事項

平成20年度から続く、補助事業に伴う起債を計画及び実行している。

(イ) 利用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

前述のシミュレーションで示したように、料金改定を行っても10年間では収支均衡にならないため使用料の更なる見直しが必要である。
改定時期は平成31年度に増税分見直し、平成36年度に料金改定を行う。

(ウ) 企業債に関する事項

建設改良費については、過去の起債額を勘案し、発行可能額以内で計画した。

(エ) 繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金は基準内の他、基準外も含めて算定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 民間の活用に関する事項

(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

現段階では未検討である。将来的には職員の技術力維持と町としての事業の方向性を踏まえながら、委託業務の範囲拡大等について検討していく。

(イ) 職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数は変えずに、平成30年度は予算ベースで算定。職員は建設事業と浄化槽整備事業の業務も兼務しているため、人数や費用の削減は難しい。

(ウ) 委託費に関する事項

本町では浄化槽の保守点検、清掃業務を民間に委託している。収支計画の費用は前項の委託費の予測を踏まえて算定。

(エ) その他の経費

平成30年度は予算ベースで算定し、平成31年度以降は、前項の修繕費や委託費を基に算定。基数が増えるとコストもかかるため、コストダウンができる方法も検討していく。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 处理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今のところ計画していない。
投資の平準化に関する事項	前述のシミュレーションでは平成40年度に元利償還金のピークを迎える。計画通りの起債を行った場合、今後の資金繰りも考え平準化を検討していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	社会情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用が求められている。その手法として町の実情を考慮し、先進市区の事例を基に研究・検討していく。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	前項の通り使用料の見直しをしても収支がマイナスなため、将来の更新費用等を考慮すると、経営状況を踏まえたうえで、料金改定の検討が必須となる。 使用料の見直しをしても、収支均衡の見込みが難しい場合は新規設置計画の見直しや住民設置型の浄化槽への切替を検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	本町には活用できる資産はない。
その他の取組	建設改良に当っては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していく。 平成40年度に供用開始から20年が経過するため、躯体更新のための資金準備が必要となってくる。修繕に関しては起債ができないため、財源確保のための基金積み立ても検討していく。 将来の償還方法としても繰入金が必要になるため、全体のバランスを考慮したうえであるが、活用していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	社会情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用が求められている。その手法として町の実情を考慮し検討していく。
職員給与費に関する事項	前述のとおりで、職員は建設事業と浄化槽整備事業の業務も兼務しているため、人数や費用の削減は難しい。
動力費に関する事項	合併浄化槽のため無し。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	今後の修繕に関しては、基数増加を想定し予算を見込んでいるが、必要に応じ修繕していく、不具合が生じた段階で対応する方向で考えている。
委託費に関する事項	現状委託している業務に関しては今後も民間委託で行う予定だが、契約方法や業務内容の精査などにより、委託料の妥当性や維持管理業務などを検討し、事業費の削減に取り組む。
その他の取組	財源確保につながる経費については、費用対効果を検証しつつ取り組みを検討していく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも3~5年毎に見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本戦略の事後検証、更新を行っていく。 また、本町の浄化槽整備事業は企業会計への移行をしていないため、損益の概念はまだ存在していないが、企業としての営業効率や将来投資額の正確な把握を行うために、本計画においては公営企業会計移行後の書式にて作成している。 今後、企業会計に移行した場合は、その際に本戦略を見直す必要がある。
---------------------	---